

令和元年 12 月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第 110 号	議案名	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について			
目的	令和元年人事院勧告に準拠して琴浦町職員の元年度の給与表を改定するなどの改正を行い、民間給与との較差を埋める。また、会計年度任用職員制度導入に伴い、会計年度任用職員の給与についての規程を加える。					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>(1) 令和元年度給与勧告について</p> <p>ア) 初任給を 2,000 円引き上げ。これを踏まえ、行政職給料表を 30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定 (平均改定率 0.1%)。</p> <p>イ) ボーナスを 0.05 月引き上げ、4.5 月とし、勤勉手当に配分する。 令和元年度の 12 月期の勤勉手当の支給割合を 0.975 月とする。</p> <p>ウ) 令和 2 年度以降の勤勉手当の支給割合について、6 月期、12 月期それぞれ 0.95 月とする。</p> <p>(2) 住居手当の見直し 手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引き上げ (12,000 円→16,000 円)。 民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を 1,000 円引き上げ (27,000 円→28,000 円)。</p> <p>(3) 会計年度任用職員の給与について 給与条例の規定にかかわらず、別に条例で定めることとする。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 1 の (1) のアの改正は、公布日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>(2) 1 の (1) のイの改正は、公布日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。</p> <p>(3) 1 の (1) のウ、(2)、(3) の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>					
補足事項						